



高病原性鳥インフルエンザウイルスが 検出されています！！

平成29年11月5日から12日にかけて、島根県松江市で回収された死亡野鳥7羽から**高病原性鳥インフルエンザ（H5N6）のウイルス**が**検出**され、10月26日には、愛知県の野鳥環境調査で低病原性のウイルスが分離されています。また、韓国や台湾でも、家きんなどから**本病のウイルス**が検出され、**本病**進入のリスクが高まっています。

鶏などの家きんを飼養している皆様には、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

飼養衛生管理基準の要点

- 1 家きんに異状があった場合は、直ち家畜保健衛生所に**通報**する。
- 2 **手指、長靴の消毒**を徹底し、**関係者以外の立ち入り**を禁止する。
- 3 **防鳥ネット（網目は2cm以下）**を確認し、破損があった場合、補修する。
- 4 **鶏舎、器具の清掃、消毒**を徹底する。
- 5 **衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録**を作成する。
- 6 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を把握る。



家きんに異状が見られたら、ただちに

青森家畜保健衛生所 **にご連絡ください**

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474